

不戦精神 9条以外も

いま読む



特別編

先の大戦での甚大な犠牲を踏まえてつくられた日本国憲法。9条を筆頭に、二度と戦争を起こさないためのさまざまな規定が組み込まれている。終戦から71年となる15日を前に、連載「いま読む日本国憲法」の特別編として、弁護士の伊藤真さんに解説してもらった。(安藤美由紀、北條香子)

伊藤真弁護士が解説



いつ・まこと 1958年生まれ、東京都出身。法律資格の受験指導をする「伊藤塾」塾長。法学館法律事務所所長、日弁連憲法問題対策本部副本部長。

「戦争につながった旧憲法は何が問題だったか。」「旧憲法は立憲主義と国家神道を利用して国を統治しようとした。立憲主義が不十分で、国家神道は神権天皇制という形で軍部に利

戦争を防ぐ日本国憲法の主な規定

戦争へのアクセルを無力化する規定

- 9条 → 戦争の放棄、戦力不保持、交戦権の否認
- 1条、4条 → 天皇を国の象徴にとどめ、政治利用を防ぐ
- 20条1・3項、89条 → 政治と宗教を分離

戦前に軍隊、国家神道、神権天皇制が結びつき戦争につながったことを反省

戦争を否定する憲法自体を保障する規定

- 41条、65条、76条1項 → 国会、内閣、司法の三権分立で権力を分散
 - 81条 → 法律や命令が違憲かどうか最高裁が審査
 - 96条 → 憲法改正要件を厳しく設定
 - 98条1項 → 憲法に反する法律や命令は無効と宣言
 - 99条 → 国会議員ら公務員に憲法の尊重擁護義務
- ※政府が違憲な行為をする場合、国民が法律に従わない権利(抵抗権)も解釈上規定

万一戦争に進もうとしたとき、憲法がきちんと機能するため

ほかに21条(表現の自由)、25条(生存権)など多くの条文が戦争の歯止めになる

用され「国や天皇のために死ぬことは尊い」という考えが浸透していった」
「日本国憲法の九条には一項の戦争放棄に加え、二項で戦力の不保持、交戦権の否認という世界的に先駆的な規定が盛り込まれた。」「その通り。まず九条で軍隊自体を持たないと否定したのは、一番はつきりしている。天皇については、国で国の象徴でしかなく、四条で国政に関する権能を有しないとされた。一〇条、二項、三項と八九条で政治と宗教の関わりを禁じた。つ

「三つのアクセルを封じた以外には。」「万一戦争に進もうとしたときブレーキをかけるため、戦争を否定する憲法の秩序そのものが守られる仕組みもいくつか用意した。」「憲法保障」という一具体的には。」「九八条一項で憲法に反する法律は無効と明確にし、九九条で公務員に憲法尊重擁護義務を負わせた。八一条で違憲審査権を裁判所に認め、憲法に反する国家の行為が無効の判決を出せるようにした。四一条、六五条、七六条一項を根拠

とする国会、内閣、司法の三権分立も憲法保障だ。明文化されていないものは、政府が憲法に反する行為をする場合、国民が法律上の義務に従わない権利(抵抗権)も」
「憲法は基本的人権の尊重も徹底している。」「人々が人権を行使することで、政府の暴走を止めることも可能。(例えば)」「条の表現の自由。戦争反対の声を上げても取り締まられないことは、極めて重要な歯止めになる。戦前は学問も武器開発などで軍部に利用されたため、三條の学問の自由も、戦争をさせない重要な仕組みと言っている」
「二五条の生存権も極め

て重要。軍隊ではなく社会保障にお金を使い、貧困・格差をなくすことは戦争の原因をなくすことにつながる。」「八一条の教育を受ける権利は、戦前の皇民化教育を反省し、子どもたちが歴史から学べるようにした。普通選挙を保障した二五条は、戦争で最も被害を受ける市民の意志で政治を動かすということだ」
「九条以外にも、不戦のための仕組みは多い。」「画期的なのは前文の『平和のうちに生存する権利』。人権という、多数決でも奪えない価値として平和を規定した。たった一人が『自分の平和的生存権が侵害される』と司法に訴え、止めることができる」